

平成 28 年 12 月 28 日

関係機関各位

子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課
担当 水谷・守屋 (972-2516)

障害児通所支援事業所の指定の取消しについて

本市は、下記のとおり児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定に基づき、不正に報酬請求を行っていた障害児通所支援事業所の指定の取消しを決定しましたので、ご報告いたします。

記

1 事業所の概要

法人名及び代表者名 (所在地)	有限会社パル 代表取締役 諸橋 保男 (名古屋市名東区小井堀町 1001 番地 ユニーブル藤ヶ丘サウスパーク 406 号)
事業所名及び管理者名 (所在地)	第 2 ニコニコあみきハウス 管理者 諸橋 保男 (名古屋市名東区香流二丁目 1015 番地の 1 第 2 香流マンション 101 号)
事業種別	児童発達支援、放課後等デイサービス
指定年月日	平成 27 年 4 月 1 日
参考	○児童発達支援 …未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行うサービス。 ○放課後等デイサービス …学校（幼稚園・大学を除く）に就学している障害児に対して、授業の終了後や休業日に生活能力の向上のための訓練や社会との交流促進等の訓練を行うサービス。

2 処分の内容

決定した処分	取消し年月日
指定の取消し	平成 29 年 1 月 31 日

3 処分の原因となる事実

- (1) サービスを提供していないにも関わらず、不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。児童発達支援管理責任者を常勤で配置していないにもかかわらず、減算せずに不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。個別支援計画を適切に作成していないにも関わらず減算せずに不正に障害児通所給付費を請求し、受領した。(法第21条の5の23第1項第5号)
- (2) 法第21条の5の21第1項の規定による報告の際に、児童発達支援管理責任者を常勤で配置していないにもかかわらず、配置しているとする報告を行った。(法第21条の5の23第1項第6号)
- (3) 法第21条の5の21第1項の規定による検査の際に、事業者が虚偽の答弁により検査を妨げた。(法第21条の5の23第1項第7号)

4 処分に伴う返還予定金額

不正請求額	¥7,310,872 円
加 算 額	¥2,924,348 円
合 計	¥10,235,220 円

返還金は、偽りその他不正な行為により支給を受けた給付費であるため、当該給付費に40%を加算した額を返還させる。給付費を支給した名古屋市及び関係市から返還を求める。(法57条の2第2項)

5 行政処分（指定取消し）による法人（有限会社パル）への影響

有限会社パルは、指定取消しの日から起算して5年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができない。

また、欠格事由に該当する者が役員である法人及び管理者である事業所は、指定取消しの日から起算して5年を経過する間は児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の指定及び指定の更新を受けることができない。(法21条の5の15第2項6号)

欠格事由に該当するもの	代表取締役	諸橋 保男
	取締役	服部 由美子
	事業所管理者	諸橋 保男